

別杵速見地域広域市町村圏事務組合「藤ヶ谷清掃センター」ネーミングライツ（命名権）審査結果

審査 番号	区 分	審 査 基 準 内 容	日立造船株式 会社九州支社
1	企 業	経営の安定性	○
2		スポンサー企業にふさわしいか	○
3	名 称	圏域住民への親しみやすさ、圏域住民からの呼びやすさ、浸透しやすさ	△
4	金 額	協定金額の妥当性	△
5	期 間	協定期間の妥当性	－
6	応募資格	ア 法人であること イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう）でないこと オ 別杵速見地域広域市町村圏事務組合から指名停止の措置を受けていないこと カ その他当該施設のスポンサーとして適当であると認められる者であること	○
7	申請書類	ア ネーミングライツ事業申込書 イ 印鑑証明書（法人） ウ 会社概要及び直近３ヵ年の決算報告書 エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本） オ 納税証明書（税金の滞納がないことを示す書類）	○
選 定 結 果			選 定

審査結果意見

選定委員会が審査要領に基づき、総合的に審査し、上記の審査結果のとおり優先交渉者を選定した。